

鋼船規則

規
則

U 編

非損傷時復原性

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 規則 第 43 号

2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

2006 年 5 月 30 日 理事会 承認

2006 年 6 月 9 日 国土交通大臣 認可

2006年6月15日 規則第43号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

U 編 非損傷時復原性

1 章 通則

1.2 復原性資料

1.2.3 ばら積貨物船等に対する特別要件

現行規定を次のとおり改める。

- 1. 総トン数 500 トン以上の C 編 31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船であって、 L_f が 150m 未満のものにあつては、復原性資料を補うものとして本会が承認した復原性計算機を備えなければならない。
- 2. 前-1.の規定にかかわらず、国際航海に従事しないばら積貨物船であつて、*Restricted Greater Coasting Service*、*Coasting Service* 若しくは *Smooth Water Service* 又はこれらに相当する付記を有するものにあつては、復原性計算機を備えることを要しない。
- 3. 前-1.の規定にかかわらず、国際航海に従事しないばら積貨物船については、前-2.に該当しない場合であっても、当該船舶の航海の態様等を考慮して本会が適当と認める場合、復原性計算機を備えることを要しない。

附 則

1. この規則は、2006年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。